大泉町地域防災計画の主な改訂事項

県の地域防災計画の改訂及び町の防災対策に係る取組等を踏まえ、主に以下の事項について改訂する。
※下記の表中（○ページ）は現在の地域防災計画の該当するページを記載。

No.	該当箇所	主な変更内容
1	**風-１ページ（風-１ページ）** 風水害等対策編　第１章　第１節 第２　大泉町国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等	大泉町国土強靱化地域計画を踏まえた大泉町地域防災計画の作成及び防災対策の推進等の内容を新規追加。
2	**風-４ページ～風-９ページ** **（風-２ページ～風-７ページ）** 風水害等対策編　第１章 第３節　防災関係機関の事務又は業務の大綱	防災関係機関の事務又は業務の大綱の更新。
3	**風-１３ページ（風-１０ページ）** 風水害等対策編　第１章　第４節 第２　過去の災害 　１　風水害 （２）令和元年東日本台風	過去の災害に令和元年東日本台風の内容を新規追加。
4	**風-２２ページ（風-１８ページ）** 風水害等対策編　第２章　第１節 第４　治水対策	町が管理する水路や用水路の改修工事等を促進する等の内容を追加。
5	**風-２６ページ（風-２１ページ）** 風水害等対策編　第２章　第２節 第１　避難誘導体制の整備 　２　避難誘導計画の作成	避難に関する内容を追加 ・指定緊急避難場所等をあらかじめ指定し、日頃から住民等へ周知徹底 ・避難情報等が発令された場合は指定緊急避難場所への移動が原則だが、状況等により、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う時は「近隣の安全な場所」や「屋内安全確保」を行うことを日頃から住民等へ周知徹底 ・避難者を住民票の有無等に関わらず避難所へ適切に受け入れる方策について定める ・短時間の豪雨等の場合は躊躇なく避難情報等を発令し、住民へ周知　等
6	**風-２７ページ・風-２８ページ** **（風-２２ページ・風-２３ページ）** 風水害等対策編　第２章　第２節 第２　災害危険区域の災害予防 　１　重要水防箇所	利根川上流河川事務所が公表する重要水防箇所の更新。

No.	該当箇所	主な変更内容
7	風-２８ページ～風-３０ページ （風-２３ページ・風-２４ページ） 風水害等対策編　第２章　第２節 第２　災害危険区域の災害予防 　２　洪水浸水想定区域 （３）洪水浸水想定区域内の施設等	平成２９年７月に洪水浸水想定区域が更新されたことにより、洪水浸水想定区域内に位置する要配慮者施設が増加したことによる一覧表の更新。
8	風-３０ページ（風-２４ページ） 風水害等対策編　第２章　第２節 第３　ハザードマップの作成	ハザードマップを作成後、住民等に配布し、避難に関する情報の意味の理解促進等の内容を更新。
9	風-３３ページ（風-２６ページ） 風水害等対策編　第２章　第２節 第６　職員の応急活動体制の整備 　３　職員の応急活動体制の整備	職員の応急活動体制の整備として、非常参集（伝達）訓練実施や災害対策に関する研修の実施等の内容を新規追加。
10	風-３４ページ（風-２７ページ） 風水害等対策編　第２章　第２節 第７　防災関係機関との連携体制の整備 　１　町における連携・応援体制の整備	防災関係機関との連携体制に関する内容を追加 ・災害時は他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣等、相互に連携協力し、災害対応を実施するため協定の締結 ・受援計画等の策定を推進し、災害時において協力を得られる体制の整備　等
11	風-３６ページ・風-３７ページ （風-２９ページ） 風水害等対策編　第２章　第２節 第８　防災中枢機能等の整備 　６　公的機関等の業務継続性の確保	業務継続計画（ＢＣＰ）の策定により災害発生時の業務継続性の確保を図るため、定期的な教育・訓練・点検等を実施し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等の内容を新規追加。
12	風-３７ページ（風-２９ページ） 風水害等対策編　第２章　第２節 第８　防災中枢機能等の整備 　７　男女共同参画の視点を考慮した防災体制の整備	防災・復興における男女共同参画の取組を推進するため、担当部局、保健所、関係機関等との連携体制を構築する内容を新規追加。
13	風-４０ページ（風-３２ページ） 風水害等対策編　第２章　第２節 第１１　避難収容活動体制の整備 　７　指定避難所における生活環境の確保	指定避難所における生活環境の確保に関する内容を追加 ・新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、パーティション等の感染症対策備品の整備及び避難所レイアウトの作成 ・指定管理施設が指定避難所となっている場合は事前に避難所運営の役割分担等を定める　等

№.	該当箇所	主な変更内容
14	**風-４３ページ（風-３４ページ）** 風水害等対策編　第２章　第２節 第１３　広報・広聴体制の整備 　１　　広報体制の整備 　イ　　広報媒体をあらかじめ想定しておく	本町の広報媒体としている防災行政無線、安全・安心メール、電話配信サービス、自治会長（又は自主防災組織の会長）への連絡等の内容を追加。
15	**風-４８ページ・風-４９ページ** **（風-３９ページ・風-４０ページ）** 風水害等対策編　第２章　第３節 第１　防災思想の普及 　３　普及及び広報の内容 （５）住民に対する防災知識の普及	住民に対する防災知識の普及として、早期避難の重要性等の情報を更新。
16	**風-５２ページ（風-４２ページ）** 風水害等対策編　第２章　第３節 第２　住民、事業所の防災活動の環境整備 　２　自主防災組織、消防団、水防団、防災士の育成強化 （５）防災士の育成強化	防災士の育成強化の内容を新規追加。
17	**風-５２ページ～風-５４ページ** **（風-４２ページ）** 風水害等対策編　第２章　第３節 第２　住民、事業所の防災活動の環境整備 　３　事業所等防災の促進	事業所等防災の促進の内容を追加 ・町で行う災害対応の一部を事業所が協力、応援することについて、あらかじめ町と協定締結するなど、平時から町との連携 ・災害時に事業活動の維持または早期の機能回復としてバックアップシステムの整備、要員の確保、安否確認の迅速化など可能な限り短期間で重要な機能を再開できるような経営戦略を策定 ・町及び商工会は中小企業等による事業継続力強化計画を策定等
18	**風-５８ページ・風-５９ページ** **（風-４５ページ・風-４６ページ）** 風水害等対策編　第３章　第１節 第１　警報等の伝達 　２　気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報 （１）気象等特別警報・警報・注意報の種類及び概要	特別警報・警報・注意報の概要の内容を更新。

No.	該当箇所	主な変更内容
19	風-６８ページ（風-５４ページ） 風水害等対策編　第３章　第１節 第２　避難誘導 　１　避難情報等 （１）避難情報等の基準	警戒レベルを用いた防災情報の見直しにより、避難情報等の名称変更等の更新。
20	風-８２ページ （風-６４ページ・風-６５ページ） 風水害等対策編　第３章　第３節 第１　災害対策本部の設置 　２　災害対策本部の活動の優先順位	災害対策本部の組織編成等を令和３年４月１日現在の行政機構に更新。
21	風-８４ページ～風-８６ページ （風-６７ページ～風-７０ページ） 風水害等対策編　第３章　第３節 第２　　災害対策本部の組織 別表１　災害対策本部の組織 別表２　災害対策本部事務分掌	
22	震-３０ページ （震-２４ページ・震-２５ページ） 震災対策編　第３章　第２節 第１　災害対策本部の設置 第２　災害対策本部の組織	